

— 目次 —

序章 .....1

第1章 販売信用取引 .....3

第1節 信販関係事件 .....3

第1 割賦販売法 .....3

1 対象となる取引 .....3

〔表1〕 割賦販売法における割賦販売等の分類／3

2 各取引の内容 .....4

(1) 割賦販売 .....4

ア 割賦販売とは .....4

イ 指定商品、指定権利および指定役務 .....4

ウ 包括割賦販売、個別割賦販売、文化預金方式割賦販売および  
リボルビング方式割賦販売 .....4

エ 指定商品・指定権利制の維持 .....5

オ 「2カ月以上かつ3回払い以上」という要件の維持 .....5

〈図1〉 割賦販売の法律関係／6

カ 「個品」「総合」から「個別」「包括」へ .....7

(2) ローン提携販売 .....7

ア ローン提携販売とは .....7

イ 包括ローン提携販売、委託保証ローン提携販売およびリボル  
ビング方式ローン提携販売 .....8

ウ 個別方式のローン提携販売 .....8

〈図2〉 ローン提携販売の法律関係／9

エ	指定商品・指定権利制の維持	10
オ	「2カ月以上かつ3回払い以上」という要件の維持	10
カ	「個品」「総合」から「個別」「包括」へ	11
(3)	信用購入あっせん	11
ア	信用購入あっせんとは	11
イ	包括信用購入あっせん、個別信用購入あっせんおよびリボル ビング方式信用購入あっせん	12
ウ	指定商品・指定役務制の廃止	13
エ	指定権利制の維持	13
〈図3〉	信用購入あっせんの法律関係	14
オ	規制対象の拡大、名称の変更	15
カ	「個品」「総合」から「個別」「包括」へ	16
キ	2カ月を超える期間の計算～クレジットカード利用代金等請 求における訴状の記載	16
ク	個別方式のローン提携販売の個別信用購入あっせんへの取込み	17
ケ	マンスリークリア方式（2月払購入あっせん）からリボルビ ング方式への変更	18
3	割賦販売法の規制	18
4	割賦販売法の規制対象主体	19
[表2]	割賦販売法の規制一覧	19
第2	一括請求等のための催告	20
1	催告手続	20
(1)	催告手続	20
(2)	催告に応じないことを条件とする解除の意思表示 ～訴状等送達による催告	21
(3)	期間を定めない催告、20日に満たない期間の催告等の効力	21
(4)	所在不明の購入者等に対する催告	22

## 目次

2	一括請求等のための催告手続に反する特約の無効	22
3	適用除外	22
4	催告の相手方～連帯保証人に対する催告	23
5	債務者破産等の場合の期限の利益喪失条項	23
第3	割賦販売法における契約の解除等に伴う 損害賠償等の額の制限	23
1	契約の解除に伴う損害賠償等の額の制限	23
2	期限の利益喪失に伴う損害賠償等の額の制限	24
3	損害賠償等の額の制限と履行遅滞後の分割払いの合意	24
4	商品引き揚げによる商品評価額相当分の控除	25
5	適用除外	25
第4	個別信用購入あっせんにおけるクーリング・オフ	25
1	与信契約（個別クレジット契約）および販売契約等のクー リング・オフの仕組みの創設	25
2	クーリング・オフの要件	26
(1)	訪問販売・電話勧誘販売の場合	26
(2)	特定連鎖販売個人契約・特定継続的役務提供等契約・業務提供 誘引販売個人契約の場合	28
[表3]	特定連鎖販売個人契約等においてクーリング・オフがで きる場合	28
(3)	クーリング・オフ行使期間	29
ア	クーリング・オフ行使期間	29
イ	期間の計算方法	30
ウ	法定書面の記載事項の不備とクーリング・オフ行使期間	30
エ	不実の告知等の場合のクーリング・オフの行使期間	31
(4)	口頭によるクーリング・オフ	31
3	クーリング・オフの仕組み	31

4	クーリング・オフ後の個別信用購入あっせん業者・販売業者等・購入者等の関係の一括清算	32
5	クーリング・オフの効力発生時期	34
6	クーリング・オフ規定の強行法規性	34
7	販売契約等のクーリング・オフ	35
8	平成20年改正前割賦販売法のクーリング・オフの規定の削除	35
9	適用除外	36
第5	過量販売契約の解除等	36
1	「過量販売」ないし「次々販売」	36
2	過量販売契約の解除等の要件	37
(1)	訪問販売により	37
(2)	通常必要とされる分量を著しく超える	38
ア	過量販売契約の解除等における販売業者等・与信業者（個別クレジット業者）の側の主観的事情	38
イ	一度で過量と判断される場合	38
ウ	過去の販売契約等の累積から過量販売となる場合	38
エ	過去の販売契約等の累積からすでに過量となっている場合	38
(3)	販売契約の締結を必要とする特別の事情	39
(4)	1年以内の行使	39
3	過量販売契約の解除等の効果	39
4	売買契約の解除等が行われたときの処理	40
5	個別信用購入あっせんの解除等が行われたときの処理	40
6	与信契約の解除等およびそれと同時にまたはその後に販売契約等の解除等をしたときの処理	40
7	与信契約の解除等の前に販売契約等の解除等をされた場合の処理	41
8	過量販売契約の解除等の規定の強行法規性	41
9	適用除外	42

第6 不実告知・重要事項故意不告知による販売契約等 および与信契約等の取消し	42
1 不実告知・重要事項故意不告知による販売契約等および与信 契約等の取消しの制度	42
2 取消しの要件	42
(1) 「不実のことを告げる行為」	42
(2) 「故意に事実を告げない行為」	43
(3) 不実告知・重要事項故意不告知の対象	43
(4) 因果関係	43
(5) 与信業者の過失等	44
3 取消しの効果、取消し後の処理	44
(1) 購入者等と販売業者等の間	44
(2) 販売業者等、個別信用購入あっせん業者および購入者等との間	44
4 適用除外	46
5 不退去・退去妨害による威迫困惑類型の処理	46
第7 抗弁権の接続	46
1 抗弁権の接続	46
2 接続できる抗弁事由等	47
(1) 接続できる抗弁事由	47
(2) 販売業者からの引渡未了・同時履行の抗弁権	47
(3) 合意解除	48
(4) 特定継続的役務提供における中途解約	49
(5) 心裡留保および虚偽表示を理由とする売買契約・役務提供契約 の無効	49
(6) 名義貸しと抗弁権の接続	50
ア 名義貸し	50
イ 名義貸しと電話確認～電話確認による追認	52

ウ 名義人の名板貸人としての責任	52
エ 名義貸しと心裡留保	53
オ 名義貸しと錯誤	53
カ 名義貸しと詐欺	54
(7) モニター商法と抗弁権の接続	54
(8) 公序良俗違反～デート商法	55
<b>3 抗弁権接続の方法等</b>	<b>56</b>
(1) 連帯保証人による抗弁権接続	56
(2) リボルビング方式のローン提携販売または信用購入あっせんにおける抗弁権の接続	57
<b>4 抗弁権接続の時期等</b>	<b>57</b>
(1) 抗弁権接続の時期	57
(2) リボルビング式のローン提携販売または信用購入あっせんにおける抗弁権接続の時期	58
<b>5 抗弁権接続の効果等</b>	<b>58</b>
(1) 業者からの支払請求の拒絶	58
(2) 業者に対する既払金の返還請求	59
(3) 抗弁権の接続と立替払等契約・消費貸借契約の効力	60
(4) 目的物引渡し等との同時履行の抗弁権等の接続が認められた場合の判決	61
<b>6 抗弁権の接続と消費者契約法4条5項の消費者契約の申込みまたはその承諾の意思表示の取消しにおける善意の第三者に対する不対抗</b>	<b>62</b>
<b>7 適用除外</b>	<b>62</b>
(1) 営業のため・営業として締結する契約への適用除外	62
(2) 支払総額・現金販売（提供）価格が政令で定める金額に満たないこと	63
(3) その他の適用除外	63

第8 割賦販売法における適用除外	63
1 全面適用除外	63
(1) 主な適用除外の場合	64
ア 割賦販売、ローン提携販売および包括・個別の信用購入あつせん共通	64
イ 包括・個別の信用購入あつせんのみ	65
(2) 主な適用除外規定	65
ア 割賦販売、ローン提携販売および包括・個別の信用購入あつせん共通	65
イ 個別信用購入あつせんのみ	66
2 信用購入あつせんの規定の一部適用除外	66
(1) 主な適用除外の場合	66
(2) 主な一部適用除外規定	67
3 訪問販売・電話勧誘販売による個別信用購入あつせん関係受領契約のクーリング・オフ適用除外	68
ア 海上タクシーにおける役務の提供、飲食店における飲食、マッサージ、カラオケボックスの使用	68
イ 自動車、自動車リース、電気・ガス・熱の供給、葬式	68
ウ 消費者が消耗品を「使用又は消費」してしまった場合	68
(ア) クーリング・オフができない消耗品／69	
(イ) クーリング・オフができなくなる「使用又は消費」の意味／69	
(ウ) クーリング・オフができなくなる範囲／70	
第9 所有権留保	70
1 所有権留保特約付売買の売主が買主への引渡済みの物件の返還を求める場合	70
2 割賦販売等（所有権留保特約付売買）自動車事故における損害賠償	70

(1) 割賦販売等（所有権留保特約付売買）自動車事故における損害賠償請求権者	70
(2) 割賦販売等（所有権留保特約付売買）自動車における運行供用者責任	71
3 動産の留保所有権者の撤去義務・不法行為責任	71
第10 不正使用カード等の利用代金請求	72
1 カードの紛失・盗難事例	72
(1) カードの紛失・盗難に関する規約	72
(2) 会員の更新カード不受領	72
2 家族カード利用責任～家族カードの返還義務	73
第11 クレジット契約と保証～空クレジットと保証人の責任	73
第2節 リース関係事件	75
第1 リース契約の意義	75
第2 リース契約の内容等	75
1 リース物件の引渡未了（空リース）	75
(1) リース料支払いの拒絶	75
(2) 空リースにおける保証人の責任	76
2 瑕疵担保責任、債務不履行責任、危険負担	77
(1) サプライヤーの瑕疵担保責任、債務不履行責任	77
(2) リース業者の瑕疵担保責任	78
ア 瑕疵担保責任の免責特約	78
イ 瑕疵担保責任免責特約の信義則違反	78
ウ 消費者契約である場合	79
(3) 危険負担	79
3 転リース契約と民法613条の転貸の効果	80
4 リース物件における不法行為による損害賠償義務・請求権等	81
(1) リース自動車の損害賠償義務・請求権等	81

## 目次

(2) リースカラオケ装置による著作権侵害とリース業者の責任	82
(3) リース物件の撤去義務・不法行為責任	82
5 リース物件返還による清算	83
第3 消費者リースの取消し	83
第4 ファイナンス・リース契約と倒産手続	84
1 ユーザーの倒産とファイナンス・リース契約	84
(1) ユーザーの倒産手続とファイナンス・リース契約の取扱い	84
(2) ユーザーの倒産手続とファイナンス・リース契約の解除特約	85
2 リース業者の倒産とファイナンス・リース契約	86

## 第2章 消費者保護法

第1節 消費者契約法	87
第1 消費者契約	87
1 消費者契約法の施行	87
2 消費者契約とは	87
3 消費者契約法における事業（者）の意義	87
4 消費者概念等	88
(1) 消費者概念	88
(2) 消費者概念該当性	88
ア 従業員の業務遂行のための資格取得講座受講契約	88
イ 将来の独立開業のための資格取得講座受講契約	88
第2 消費者契約の申込みまたはその承諾の 意思表示の取消し（消契4条）	89
1 誤認による意思表示の取消しの抗弁（消契4条1項・2項）	89
(1) 重要事項についての不実告知による消費者契約の申込みまたは その承諾の意思表示の取消し（消契4条1項1号）	89

ア	意思表示取消しの要件	89
イ	重要事項	89
ウ	不実告知	90
	(ア) 不実告知と主観的評価	90
	(イ) 不実の告知と主観的認識	90
	(ウ) 不実の告知と債務不履行	90
(2)	不確実な事項についての断定的判断の提供による消費者契約の申込みまたはその承諾の意思表示の取消し（消契4条1項2号）	90
ア	意思表示取消しの要件	90
イ	断定的判断該当性	91
(3)	重要事項等について消費者の利益になる旨告げ、不利益事実を告げないことによる消費者契約の申込みまたはその承諾の意思表示の取消し（消契4条2項）	91
ア	意思表示取消しの要件	91
	(ア) 意思表示取消しの要件	91
	(イ) 意思表示取消しができない場合～消費者が不利益事実告知を拒んだ場合	91
イ	重要事項	92
ウ	不利益事実不告知該当性	92
2	困惑による意思表示の取消し（消契4条3項）	93
(1)	意思表示取消しの要件	93
(2)	困惑の意味	94
(3)	退去の意味	94
ア	退去すべき旨の意思表示（消契4条3項1号）	94
イ	退去する旨の意思表示（消契4条3項2号）	94
ウ	退去させないこと（消契4条3項2号）	95
3	媒介の委託を受けた第三者等への取消規定（消契4条）の準	

用（消契5条）	95
4 詐欺・強迫による取消しと消費者契約法4条1項～3項の意思表示の取消し	96
5 消費者契約法4条5項（善意の第三者への不対抗）と割賦販売法の抗弁権の接続規定	96
6 取消権の行使期間（消契7条1項）	96
7 株式引受け等に係る意思表示についての意思表示取消規定（消契4条1項～3項）の不適用（消契7条2項）	97
<b>第3 事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効（消契8条）</b>	97
1 事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効（消契8条1項）	97
2 目的物の瑕疵に伴う事業者の損害賠償の責任を免除する条項を無効とする規定の不適用（消契8条2項）	98
3 事業者の損害賠償の責任の一部を免除する条項の効力	99
4 事業者の損害賠償の責任に関する証明責任を転換する条項の効力	99
5 瑕疵担保責任の権利行使期間を制限する条項の効力	100
<b>第4 消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効（消契9条）</b>	100
1 消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効	100
2 消費者契約法9条1号の平均的損害	101
(1) 消費者の責めに帰すべき事由による解除と消費者契約法9条1号	101
(2) 消費者契約法9条1号の平均的損害	101
(3) 大学在学契約解除に伴う入学金・授業料等の返還請求と消費者契約法9条1号の平均的損害	103
ア 大学在学契約解除に伴う入学金の返還請求	103

イ 大学在学契約解除に伴う授業料等の返還請求と消費者契約法 9条1号の平均的損害 .....	103
3 消費者が支払うべき損害賠償の予定・違約金の年14.6%を 超える部分の無効（消契9条2号）.....	104
(1) 消費者が支払うべき損害賠償の予定・違約金の年14.6%を超え る部分の無効.....	104
(2) 他の法律の適用（消契11条）.....	104
第5 消費者の利益を一方的に害する条項の無効 （消契10条）.....	105
1 消費者の利益を一方的に害する条項の無効 .....	105
2 消費者の契約解除権を奪う条項 .....	106
3 事業者の解除の要件を緩和する条項 .....	106
4 消費者の一定の作為・不作為により消費者の意思表示を擬制 する条項 .....	107
第6 他の法律の適用（消契11条） .....	107
1 他の法律の優先適用 .....	107
2 消費者契約法4条の意思表示の取消しとクーリング・オフ 権・中途解約権等 .....	107
3 プロバイダ責任制限法と消費者契約法8条等 .....	108
4 消費者契約法の規定と抵触する規定 .....	108
(1) 消費者契約法9条1号と抵触する個別法の規定 .....	108
(2) 消費者契約法9条2号と抵触する個別法の規定 .....	109
(3) 消費者契約法9条1号および2号のいずれにも抵触する個別法 の規定 .....	110
第2節 特定商取引に関する法律（特定商取引法） .....	111
第1 総説 .....	111
1 特定商取引法上のクーリング・オフのまとめ .....	111

## 目次

(1) クーリング・オフ一覧	111
[表4] 特定商取引法上のクーリング・オフ一覧	111
(2) クーリング・オフの要件	112
ア クーリング・オフの発信主義	112
イ 口頭によるクーリング・オフ	113
ウ クーリング・オフの行使期間	113
(ア) 法定書面の交付日の主張立証責任	113
(イ) 法定期間の計算～初日算入	114
(ウ) 記載事項に不備のある法定書面交付におけるクーリング・ オフの行使	114
(エ) 法定書面不交付・不備書面の交付による相当日数経過後の クーリング・オフ行使と権利濫用	116
(オ) クーリング・オフ妨害行為が行われた場合のクーリング・ オフ期間	116
(カ) 再販売型の連鎖販売取引におけるクーリング・オフ期間の 起算日	117
エ 購入者の相続人によるクーリング・オフの行使	117
オ 連鎖販売取引におけるクーリング・オフ	118
(ア) 行使できる者（連鎖販売加入者）	118
(イ) クーリング・オフの対象～上のランクに昇進するための契約	118
カ 特定継続的役務提供等契約における関連商品の販売契約の クーリング・オフ	118
キ 業務提供誘引販売取引においてクーリング・オフを行使でき る者	118
(3) クーリング・オフの効果	119
ア 総説	119
イ 商品・権利の売買契約解除の場合	119

(ア) 代金・商品等の返還／119	
(イ) 損害賠償・違約金／120	
(ウ) 原状回復費用／120	
(エ) 使用・消費利益の不当利得／121	
ウ 役務提供契約の解除の場合 ……………	122
(ア) 原状回復義務／122	
(イ) 債務の履行義務または不当利得返還義務／122	
(ウ) 損害賠償・違約金／123	
エ 業務提供誘引販売取引におけるクーリング・オフの効果 ……………	123
(4) クーリング・オフ規定の強行規定性 ……………	123
<b>2 適用除外 ……………</b>	<b>123</b>
(1) 顧客が営業のためにまたは営業として締結するものの適用除外 ……	125
(2) 自動車販売、自動車貸与のクーリング・オフ不適用 ……………	125
ア 自動車（二輪を除く）販売、自動車貸与（＝自動車リース） のクーリング・オフ不適用 ……………	125
イ 法定書面への自動車（二輪を除く）販売、自動車貸与（＝自 動車リース）のクーリング・オフ不適用の不記載とクーリン グ・オフ ……………	127
(3) 指定消耗品使用・消費のクーリング・オフ不適用 ……………	127
ア 指定消耗品使用・消費のクーリング・オフ不適用 ……………	127
(ア) 訪問販売・電話勧誘販売における指定消耗品使用・消費の クーリング・オフ不適用／127	
(イ) 特定継続的役務提供等契約の解除等に伴う関連商品販売に おけるクーリング・オフ不適用／127	
イ クーリング・オフができない消耗品 ……………	128
(ア) 訪問販売または電話勧誘販売の場合／128	
(イ) 特定継続的役務提供等契約の解除等に伴う関連商品販売の	

場合／128	
ウ クーリング・オフができなくなる「使用又は消費」の意味 ……128	
エ クーリング・オフができなくなる範囲 ……129	
オ 法定書面への指定消耗品を使用・消費した場合にクーリ ング・オフができないことの記載 ……129	
(4) 総額3000円未満の現金取引のクーリング・オフ不適用 ……130	
ア 総額3000円未満の現金取引のクーリング・オフ不適用 ……130	
イ 履行の完了 ……130	
ウ 法定書面へのクーリング・オフができない旨の不記載 ……130	
<b>第2 訪問販売 ……130</b>	
<b>1 訪問販売の定義 ……130</b>	
(1) 訪問販売の定義（特商2条1項） ……130	
(2) 営業所等 ……131	
ア 営業所 ……131	
イ 代理店 ……131	
ウ 露店・屋台店その他これらに類する店 ……131	
エ その他一定の期間にわたり、商品を陳列し、当該商品を販売 する場所であって、店舗に類するもの ……132	
(ア) 要件／132	
(イ) 消費者が自由意思で契約締結を断ることが客観的に見て困 難な状況での販売／132	
(ウ) 催眠商法（SF商法）／132	
オ 自動販売機その他の設備であって、当該設備により売買契約 または役務提供契約の締結が行われるものが設置されている場 所 ……133	
(3) 特定の誘引方法による顧客（特定顧客） ……133	
ア 同行型販売（キャッチ・セールス） ……133	

イ 販売目的隠匿型呼出販売（販売目的隠匿型アポイントメント・セールス）	134
ウ 有利条件告知型呼出販売（有利条件告知型アポイントメント・セールス）	135
<b>2 訪問販売における書面の交付（法定書面交付義務）</b>	<b>135</b>
(1) 法定書面交付義務	135
ア 法定書面交付義務	135
イ 申込みと同時に契約締結に至ったときの法定書面交付義務	135
ウ 営業所等で特定顧客以外の者から申込みを受けて後日営業所等以外の場所で契約を締結した場合	136
(2) 訪問販売における法定書面の一覧性	136
(3) 訪問販売における法定書面の交付時期	136
ア 訪問販売における申込書面の交付時期	136
イ 訪問販売における契約書面の交付時期	136
(4) 訪問販売における法定書面の記載事項	137
ア 訪問販売における法定書面の記載事項一覧	137
<b>[表5] 訪問販売における法定書面の記載事項一覧／137</b>	
イ 販売業者・役務提供事業者の氏名・名称等～加盟店と取次店	138
ウ 商品名および商品の商標または製造者名	139
エ 商品の型式	139
オ 商品の数量	140
カ 商品もしくは権利または役務の種類	140
キ 商品もしくは権利の販売価格または役務の対価	140
ク 商品もしくは権利の代金または役務の対価の支払いの時期および方法	141
ケ 商品の引渡時期もしくは権利の移転時期または役務の提供時期	141
コ クーリング・オフの要件および効果	142

## 目次

(フ) クーリング・オフの要件および効果についての記載／142	
(イ) 不実告知または威迫困惑行為によりクーリング・オフが行われなかった場合の記載／142	
(ウ) クーリング・オフの適用除外についての記載／143	
サ 商品に隠れた瑕疵がある場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容	143
シ 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容	143
ス 特約があるときは、その内容	143
(5) 訪問販売における法定書面不交付・不備書面とその効果	144
ア 法定書面不交付によるクーリング・オフの行使期間制限に関する起算日の不開始	144
イ 不備書面とその効果	144
<b>3 訪問販売における過量販売契約の解除等（特商9条の2）</b>	<b>144</b>
(1) 訪問販売における過量販売契約の解除等の規定の新設	144
(2) 過量販売契約の解除等の要件	145
ア 訪問販売により	145
イ 通常必要とされる分量を著しく超える	145
(ア) 販売業者等の側の主観的事情および与信業者（個別クレジット業者）の過量販売であることの認識／145	
(イ) 一度で過量と判断される場合／145	
(ウ) 過去の販売契約等の累積から過量販売となる場合／146	
(エ) 過去の販売契約等の累積からすでに過量となっている場合／146	
ウ 販売契約の締結を必要とする特別の事情	146
エ 1年以内の行使	146
(3) 過量販売契約の解除等の効果	147
(4) 売買契約の解除等が行われたときの処理	147
(5) 過量販売契約の解除等の規定の強行法規性	147

4 訪問販売における不実告知・重要事項故意不告知による販売契約等の取消し（特商9条の3）	148
(1) 不実告知・重要事項故意不告知による販売契約等の取消しの制度	148
(2) 不実告知・重要事項故意不告知による販売契約等の取消しの要件	148
ア 販売契約等の取消しの要件	148
イ 各要件の内容	149
(ア) 「不実のことを告げる行為」	149
(イ) 「故意に事実を告げない行為」	149
(ウ) 不実告知・重要事項故意不告知の対象	149
[表6] 不実告知・重要事項故意不告知の対象となる事実（特商6条1項各号）	150
(ア) 因果関係	152
(3) 取消しの効果、取消し後の処理	152
5 訪問販売における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限（特商10条）	153
(1) 損害賠償等の額の制限の内容	153
ア 契約が解除された場合	153
(ア) 商品・権利が返還された場合	153
(イ) 商品・権利が返還されない場合	154
(ウ) 役務提供開始後に解除された場合	154
(エ) 商品引渡しもしくは権利移転または役務提供の前に解除された場合	154
イ 契約が解除されない場合	154
(2) 適用範囲	154
ア 契約が解除されたとき	154
イ 合意解除の場合	155
(3) 損害賠償等の額の制限規定の趣旨	155

## 目次

6	訪問販売における適用除外（特商26条）	155
(1)	訪問販売に関する規定が全面的に適用されないもの（特商26条1項）	155
(2)	クーリング・オフの規定のみ適用除外とするもの（特商26条3項・4項、特商令6条の2）	155
第3	通信販売	156
1	通信販売における返品等	156
(1)	通信販売の広告と通信販売における返品等	156
(2)	返品期間の計算方法	156
(3)	返品の対象	156
(4)	返品特約の表示	156
(5)	商品引渡し・指定権利移転がされている場合の引取り・返還費用	157
第4	電話勧誘販売	157
1	電話勧誘販売の定義（特商2条3項）	157
2	電話をかけまたは政令で定める方法で電話をかけさせること	157
(1)	電話をかけること	157
(2)	政令で定める方法により電話をかけさせること	158
3	電話勧誘販売における書面の交付（法定書面交付義務） （特商18条・19条）	158
(1)	電話勧誘販売における申込書面の交付義務（特商18条）	158
ア	申込書面の交付義務	158
イ	事前に送付された書面と申込書面	159
ウ	電話勧誘販売における申込書面の交付時期	159
エ	電話勧誘販売における申込書面の記載事項	159
（ア）	申込書面の記載事項	159
（イ）	申込書面の記載事項の記載方法	159
(2)	電話勧誘販売における契約書面の交付義務（特商19条）	159

ア	契約書面の交付義務	159
イ	電話勧誘販売における契約書面の交付時期	160
ウ	電話勧誘販売における契約書面の記載事項	160
(3)	電話勧誘販売における法定書面不交付・不備書面とその効果	160
4	電話勧誘販売における不実告知・重要事項故意不告知による 販売契約等の取消し（特商24条の2）	161
(1)	不実告知・重要事項故意不告知による販売契約等の取消しの制度	161
(2)	不実告知・重要事項故意不告知による販売契約等の取消しの要件	161
ア	販売契約等取消しの要件	161
イ	各要件の内容	162
(ア)	「不実のことを告げる行為」	162
(イ)	「故意に事実を告げない行為」	162
(ウ)	不実告知・重要事項故意不告知の対象	163
(エ)	因果関係	164
(3)	取消しの効果、取消し後の処理	164
5	電話勧誘販売における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の 制限（特商25条）	165
(1)	損害賠償等の額の制限の対象となるもの	165
ア	売買契約・役務提供契約が解除された場合（特商25条1項）	165
(ア)	売買契約・役務提供契約が解除された場合に損害賠償等の 額の制限の対象となるもの	165
(イ)	「その売買契約又は役務提供契約が解除されたとき」に該 当するもの	165
(ウ)	合意解除の取扱い	166
イ	消費者に債務不履行があり契約が解除されていない場合（特 商25条2項）	166
(ア)	消費者に債務不履行があり契約が解除されていない場合に	

損害賠償等の額の制限の対象となるもの／166	
(イ) 「その売買契約についての代金又は役務提供契約についての 対価の全部又は一部の支払義務の履行されない場合」の意味／167	
(2) 損害賠償等の額の制限の内容 ……………	167
ア 購入者の側の債務不履行等により契約が解除された場合（特 商25条1項） ……………	167
イ 購入者等の側に債務不履行等があり契約が解除されていない 場合（特商25条2項） ……………	168
<b>6 電話勧誘販売における適用除外（特商26条）</b> ……………	168
(1) 電話勧誘販売に関する規定が全面的に適用されないもの（特 商26条1項） ……………	168
(2) クーリング・オフの規定のみ適用除外とするもの（特商26条 3項・4項、特商令6条の2）……………	168
<b>第5 連鎖販売取引</b> ……………	169
<b>1 連鎖販売取引の定義（特商33条1項）</b> ……………	169
<b>2 連鎖販売取引における書面の交付（法定書面交付義務）</b> <b>（特商37条）</b> ……………	169
(1) 連鎖販売取引における法定書面交付義務……………	169
(2) 連鎖販売取引における契約書面の交付義務……………	170
ア 「遅滞なく」の意味 ……………	170
イ 概要書面で契約書面の記載内容をすべて記載した書面を交付 した場合 ……………	170
ウ クーリング・オフの起算点 ……………	170
エ 連鎖販売取引における法定書面の記載事項……………	170
(ア) 連鎖販売取引における概要書面の記載事項／170	
(イ) 連鎖販売取引における契約書面の記載事項／171	
<b>3 連鎖販売取引における中途解約権等（特商40条の2）</b> ……………	171

(1) 連鎖販売取引における中途解約権等	171
(2) 連鎖販売取引における解約権の概要	171
<b>[表7] 連鎖販売契約における解除等の特定商取引法40条の2の構造</b>	<b>171</b>
(3) 連鎖販売取引の中途解約	172
ア 連鎖販売取引の中途解約ができる者～連鎖販売加入者	172
イ 連鎖販売取引の中途解約に伴う損害賠償の制限（特商40条の2第3項）	172
(ア) 解除が商品引渡し後である場合（特商40条の2第3項1号）	172
(イ) 解除が役務提供開始後である場合（特商40条の2第3項2号）	173
(4) 連鎖販売取引の商品販売契約の解除	173
ア 商品販売契約の解除（特商40条の2第2項）	173
イ 商品販売契約の解除に伴う損害賠償の制限（特商40条の2第4項）	174
ウ 統括者の連帯責任（特商40条の2第5項）	174
(5) 連鎖販売取引の中途解約および商品販売契約の解除の強行法規制（特商40条の2第6項）	174
(6) 割賦販売における損害賠償の制限規定の不適用（特商40条の2第7項）	174
<b>4 連鎖販売における不実告知・重要事項故意不告知による販売契約等の取消し（特商40条の3）</b>	<b>175</b>
(1) 不実告知・重要事項故意不告知による販売契約等の取消しの制度	175
(2) 不実告知・重要事項故意不告知による販売契約等の取消しの要件	176
ア 取消権を行使できる者	176
イ 対象となる行為等	176
(ア) 統括者・勧誘者（統括者がその統括する一連の連鎖販売業	

に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（特商33条の2括弧書）の勧誘の場合／176	
(イ) 一般連鎖販売業者（統括者または勧誘者以外の者であって、連鎖販売業を行う者（特商33条の2括弧書）の勧誘の場合／176	
ウ 適用除外	177
エ 各要件の内容	177
(ア) 「不実のことを告げる行為」	177
(イ) 「故意に事実を告げない行為」	178
(3) 取消権発生の効果	178
(4) 取消しの善意の第三者への不対抗（特商40条の3第2項（9条の3第2項））	178
(5) 連鎖販売契約の申込みまたはその承諾の意思表示の取消権の消滅時効等（特商40条の3第2項（9条の3第4項））	178
<b>第6 特定継続的役務提供</b>	179
<b>1 特定継続的役務提供の定義（特商41条）</b>	179
(1) 特定継続的役務（特商41条2項）	179
(2) 特定継続的役務提供（特商41条1項）	179
ア 特定継続的役務提供契約（特商41条1項1号）	179
イ 特定権利販売契約（特商41条1項2号）	179
ウ 政令指定の特定継続的役務提供（特商41条2項）	180
(ア) 政令指定の特定継続的役務提供一覧	180
<b>[表8] 政令指定の特定継続的役務提供一覧</b>	180
(イ) 語学教育	181
(ウ) 家庭教師等	182
(エ) 学習塾	182
(オ) パソコン教室	183
(カ) 政令指定期間（特商41条1項、特商令11条1項別表第4第	

2 欄) /183	
(※) 対象最低金額 (特商41条1項、特商令11条2項) /183	
<b>2 特定継続的役務提供における関連商品</b> .....	183
(1) 関連商品 .....	183
(2) 政令指定関連商品 (特商48条2項、特商令14条別表第5) .....	184
(3) 役務と商品の関連性 .....	184
ア 役務と商品の関連性 .....	184
イ 問題となるケース .....	185
(ア) 学習指導付き教材販売、エステ利用権付き化粧品販売 /185	
(イ) 別業者からの関連商品の購入 /185	
(ウ) 役務提供契約と商品購入契約の締結日が異なる場合 /186	
<b>3 特定継続的役務提供における書面の交付 (法定書面交付義務) (特商42条)</b> .....	186
(1) 特定継続的役務提供における法定書面の交付義務 .....	186
(2) 特定継続的役務提供における法定書面の交付時期 .....	186
ア 特定継続的役務提供における概要書面の交付時期 .....	186
イ 特定継続的役務提供における契約書面の交付時期 .....	186
(3) 特定継続的役務提供における法定書面の記載事項 .....	187
ア 特定継続的役務提供等における概要書面の記載事項 .....	187
(ア) 特定継続的役務提供契約における概要書面の記載事項 /187	
(イ) 特定権利販売契約における概要書面の記載事項 /187	
イ 特定継続的役務提供等における契約書面の記載事項 .....	187
(ア) 特定継続的役務提供契約における契約書面の記載事項 /187	
(イ) 特定権利販売契約における契約書面の記載事項 /187	
(4) 特定継続的役務提供における法定書面の記載方法等 .....	187
ア 特定継続的役務提供における概要書面の記載方法等 .....	187
イ 特定継続的役務提供における契約書面の記載方法等 .....	187

(5) 特定継続的役務提供における法定書面交付の法的効果	188
<b>4 特定継続的役務提供における中途解約権（特商49条）</b>	<b>188</b>
(1) 特定継続的役務提供契約における中途解約権	188
ア 特定継続的役務提供契約における中途解約（特商49条1項）	188
イ 特定継続的役務提供契約の中途解約における損害賠償等の制限（特商49条2項）	188
<b>[表9] 特定継続的役務提供契約の中途解約における損害賠償等の制限額一覧</b>	<b>189</b>
(ア) 特定継続的役務提供契約の解除が特定継続的役務の提供開始後である場合	190
(イ) 特定継続的役務提供契約の解除が特定継続的役務の提供開始前である場合	190
ウ 特定継続的役務提供契約の中途解約における信販会社への抗弁の対抗・クレジット契約の解約手数料	191
(2) 特定権利販売契約における中途解約権	192
ア 特定権利販売契約における中途解約（特商49条3項）	192
イ 特定権利販売契約の中途解約における損害賠償等の制限（特商49条4項）	192
(ア) 権利が返還された場合（特商49条4項1号）	193
(イ) 権利が返還されない場合（特商49条4項2号）	193
(ウ) 契約の解除が当該権利の移転前である場合（特商49条4項3号）	193
(3) 特定継続的役務提供等契約の関連商品販売契約における中途解約権	194
ア 関連商品販売契約における中途解約（特商49条5項）	194
イ 特定継続的役務提供等契約の関連商品販売契約の中途解約における損害賠償等の制限（特商49条6項）	195
(ア) 関連商品が返還された場合（特商49条6項1号）	195

(イ) 関連商品が返還されない場合（特商49条6項2号）／196	
(ウ) 契約の解除が当該関連商品の引渡し前である場合（特商49条6項3号）／196	
(4) 特定継続的役務提供における中途解約権の強行法規制（特商49条7項）	196
<b>5 特定継続的役務提供における不実告知・重要事項故意不告知による意思表示の取消し（特商49条の2）</b>	<b>196</b>
(1) 不実告知・重要事項故意不告知による特定継続的役務提供等契約の取消しの制度	196
(2) 不実告知・重要事項故意不告知による特定継続的役務提供等契約の取消しの要件	197
ア 特定継続的役務提供等契約の取消しの要件	197
イ 各要件の内容	198
(ア) 「不実のことを告げる行為」／198	
(イ) 「故意に事実を告げない行為」／198	
(ウ) 因果関係／198	
(3) 取消しの効果	198
(4) 取消しの善意の第三者への不対抗（特商49条の2第2項（9条の3第2項））	199
(5) 取消権の消滅時効等（特商49条の2第2項（9条の3第4項））	199
(6) 中途解約に伴う関連商品の解除権の規定の準用（特商49条の2第3項（49条5項～7項））	200
ア 関連商品販売契約の解除	200
イ 損害賠償等の額の制限	200
(ア) 関連商品が返還された場合／200	
(イ) 関連商品が返還されない場合／200	
(ウ) 契約の解除が当該関連商品の引渡し前である場合／200	

## 目次

(7) 強行規定性	201
6 特定継続的役務提供における適用除外（特商50条）	201
<b>第7 業務提供誘引 販売取引</b>	<b>201</b>
1 業務提供誘引 販売取引の定義（特商51条）	201
(1) 業務提供誘引 販売取引の定義	201
(2) 特定負担	202
ア 特定負担とは	202
イ 取引料とは	202
(3) 特定負担を伴う取引	202
(4) 「商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんに係る取引（その取引条件の変更を含む。）」（特商51条1項）	202
(5) 消費者保護規定の適用の要件	203
2 業務提供誘引 販売取引における書面の交付 （法定書面交付義務）（特商55条）	203
(1) 業務提供誘引 販売取引における法定書面交付義務	203
(2) 業務提供誘引 販売取引における概要書面交付義務（特商55条1項）	204
ア 業務提供誘引 販売取引における概要書面交付義務	204
イ 「特定負担についての契約を締結しようとするとき」	204
ウ 業務提供誘引 販売取引における概要書面の記載事項	204
(3) 業務提供誘引 販売取引における契約書面交付義務（特商55条2項）	205
ア 業務提供誘引 販売取引における契約書面交付義務	205
イ 「業務提供誘引 販売取引についての契約を締結した場合」	205
ウ 「遅滞なく」	205
エ 業務提供誘引 販売取引における契約書面の記載事項	205

(ク) 業務提供誘引販売取引における契約書面の記載事項／205	
(イ) 「商品若しくは提供される役務を利用する業務の提供又は あっせんについての条件に関する事項」(特商55条2項2号)／206	
オ 業務提供誘引販売取引における契約書面の記載方法 ……………	207
カ 概要書面と契約書面の一括交付 ……………	208
<b>3 業務提供誘引販売取引における不実告知・重要事項故意不告知による意思表示の取消し(特商58条の2)……………</b>	<b>208</b>
(1) 不実告知・重要事項故意不告知による業務提供誘引販売契約の 意思表示取消しの制度 ……………	208
(2) 業務提供誘引販売契約の意思表示取消しの要件(特商58条の2 第1項) ……………	209
ア 業務提供誘引販売契約取消しの要件 ……………	209
イ 各要件の内容……………	209
(ク) 「不実のことを告げる行為」／209	
(イ) 「故意に事実を告げない行為」／210	
(ウ) 因果関係／210	
(3) 取消しの効果……………	210
(4) 取消効の第三者への不対抗 ……………	211
(5) 取消権の消滅時効等 ……………	211
<b>4 業務提供誘引販売契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限 (特商58条の3)……………</b>	<b>211</b>
(1) 顧客側の債務不履行で契約が解除された場合(特商58条の3第 1項)……………	211
(2) 顧客側の債務不履行があつたが契約が解除されていない場合 (特商58条の3第2項)……………	212
(3) 業務提供誘引販売契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限規 定(特商58条の3)の適用範囲……………	212

## 目次

第8	ネガティブ・オプション	213
1	ネガティブ・オプションとは	213
2	送付された商品の保管義務	213
3	商品を送付した業者の商品返還請求権の喪失	213
第3節	金融商品の販売等に関する法律（金融商品 販売法）	215
第1	金融商品販売法	215
第2	金融商品販売法5条に基づく損害賠償請求	215
1	金融商品販売法5条に基づく損害賠償請求権（金販5条）	215
2	無過失責任	216
3	金融商品販売業者等の従業員の勧誘における金融商品販売業 者等に対する直接の責任追及	216
4	因果関係と損害額の推定	216
(1)	説明義務違反・断定的判断の提供等と損害発生との間の因果関 係の推定	216
(2)	損害額の元本欠損額との推定	217
(3)	元本欠損額	217
(4)	元本欠損額を超える損害の請求	217
5	説明の時期	217
6	断定的判断の提供等の対象	217
第4節	電子消費者契約及び電子承諾通知に関する 民法の特例に関する法律（電子消費者契約 等特例法）	219
第1	電子消費者契約に関する民法の特例（電子消費者特 例3条）	219
1	電子消費者契約に関する民法の特例	219
2	電子消費者契約において表意者に重過失があるときの特例	220

3 事業者が商品確認申込みの確認措置をとったことまたは消費者がこのような確認措置を要しない旨の意思表示をしたこと	220
第2 電子承諾通知に関する民法の特例（電子消費者特例4条）	220

## 第3章 消費者信用関係紛争解決のための手続

第1節 相談窓口	222
第1 地方自治体の相談窓口	222
[表10] 地方自治体の多重債務者相談窓口	222
第2 公益財団法人クレジットカウンセリング協会の相談窓口	227
[表11] 公益財団法人クレジットカウンセリング協会の相談窓口	227
第2節 民事保全手続	228
第1 概説	228
第2 給料仮差押え	228
第3節 民事調停手続	229
第1 民事調停の申立て	229
【書式1】 調停申立書	229
【書式2】 特定調停申立書	232
【書式3】 特定調停申立書（記載例）	234
【書式4】 特定債務者の資料等（一般個人用）	235
【書式5】 特定債務者の資料等（一般個人用）（記載例）	236
【書式6】 関係権利者一覧表	237
【書式7】 関係権利者一覧表（記載例）	239
第2 民事調停の管轄（申立裁判所）	240

第3 調停調書の効力	240
第4 調停不成立の場合の訴訟の提起	240
第4節 訴訟手続	241
I 訴訟手続一般	241
第1 訴訟手続の種類・選択	241
1 訴訟手続	241
2 督促手続の選択	241
3 通常訴訟手続の選択	242
4 少額訴訟手続の選択	242
【書式8】 訴状/243	
第2 訴訟事件の管轄——訴訟事件の申立裁判所	246
1 事物管轄——訴えを提起する第一審裁判所	246
(1) 通常訴訟の事物管轄～通常訴訟の第一審裁判所	246
(2) 少額訴訟の事物管轄——少額訴訟の審理裁判所	247
(3) 訴訟物の価額（訴額）の算定	247
ア 訴訟物の価額（訴額）の算定	247
イ 数個の請求を併合する場合の訴訟物の価額（訴額）	247
2 土地管轄——訴えを提起する裁判所の場所	248
(1) 被告の普通裁判籍（住所等）所在地を管轄する裁判所への訴え提起	248
(2) 義務履行地管轄裁判所	248
ア 義務履行地管轄裁判所	248
イ 不法行為に基づく損害賠償の請求、不当利得に基づく請求の場合	248
ウ 債権譲渡があった場合の義務履行地管轄裁判所	249
(3) 関連裁判籍	249
3 管轄の合意	249

(1) 合意管轄の意義	249
(2) 管轄合意の要件	249
(3) 管轄合意の態様	250
ア 管轄合意の態様	250
イ 専属的管轄合意と応訴管轄	250
ウ 管轄合理の効力	250
エ 管轄合意についての意思表示の瑕疵	252
<b>4 応訴管轄</b>	252
(1) 応訴管轄（民訴12条）	252
(2) 法定管轄原因が認められない訴状の取扱い	252
(3) 本案の弁論	253
ア 本案の弁論の意義	253
イ 答弁書等の擬制陳述と本案の弁論	253
<b>5 遅滞を避ける等のための移送</b>	253
(1) 遅滞を避ける等のための移送（民訴17条）	253
(2) クレジット契約の顧客等の住所地への移送等	254
<b>第3 当事者等</b>	254
1 実質的な権限を有しない法令による訴訟代理人（支配人）	254
2 簡易裁判所における訴訟代理人（認定司法書士、許可代理人）	255
(1) 認定司法書士	256
(2) 許可代理人	256
(3) 主債務者が保証人の許可代理人となること	256
<b>第4 訴えの提起</b>	257
1 訴え提起の方式	257
2 訴訟における主張立証の構造等	257
3 証拠の収集	258
(1) 書証等の提出	258

## 目次

(2) 消費者信用関係訴訟の主な証拠	258
ア 契約書等	258
イ 信販関係事件における20日以上の間を定めた催告書面	259
ウ リース関係事件におけるリース物件引渡しの証拠	259
エ クレジット代金・リース料支払いの証拠	259
<b>第5 倒産手続と民事訴訟との関係</b>	259
<b>1 個人再生（小規模個人再生・給与所得者等再生）手続と民事訴訟との関係</b>	259
(1) 手続開始と民事訴訟との関係	260
(2) 債権者一覧表に記載がなく届出もない債権等の効力	260
(3) 再生計画認可決定確定	260
<b>2 破産手続と民事訴訟との関係</b>	262
(1) 破産債権と訴訟手続	262
ア 破産手続開始と訴訟手続の中断	262
イ 破産債権の確定と訴訟手続	262
<b>【書式9】 訴訟終了書</b> ／263	
ウ 破産届出債権に破産管財人または他の破産債権者から異議があった場合	264
エ 届出債権に破産者から異議があった場合	265
オ 破産手続終了と訴訟手続	265
カ 同時廃止と訴訟手続	265
キ 破産免責の効果	266
(2) 法人と破産	268
ア 会社・取締役の破産手続開始と取締役の地位	268
イ 破産手続終了と取締役の地位	269
<b>Ⅱ 信販関係の訴訟</b>	270
<b>第1 割賦販売における残代金請求</b>	270

1	割賦販売における残代金請求の請求原因	270
	<記載例1> 割賦販売の残代金請求の訴状における請求の趣旨・原因 (個別割賦販売型) / 271	
	<記載例2> 割賦販売の残代金請求の訴状における請求の趣旨・原因 (包括割賦販売型) / 272	
第2	ローン提携販売による求償請求	273
1	ローン提携販売による求償請求の請求原因	273
2	ローン提携販売による求償請求における抗弁	273
	<記載例3> ローン提携販売による求償請求の訴状における請求の 趣旨・原因 (包括ローン提携販売型) / 274	
第3	信用購入あっせんによる立替金等請求	275
1	個別信用購入あっせんにおける請求原因	275
	(1) 立替金型個別信用購入あっせんにおける請求原因	275
	<記載例4> 立替金型個別信用購入あっせんによる立替金請求の訴 状における請求の趣旨・原因 / 275	
	(2) 貸金型個別信用購入あっせんの請求原因	276
	<記載例5> 貸金型個別信用購入あっせんによる請求の訴状におけ る請求の趣旨・原因 / 277	
	(3) 保証委託クレジット型個別信用購入あっせんの請求原因	278
	<記載例6> 保証委託クレジット型個別信用購入あっせんによる請 求の訴状における請求の趣旨・原因 / 279	
2	個別信用購入あっせんにおける抗弁	280
	(1) 抗弁権の接続の抗弁	280
	(2) クーリング・オフの抗弁等	280
	ア クーリング・オフの抗弁の要件事実	281
	イ クーリング・オフの抗弁に対する再抗弁	281
	(3) 過量販売契約の解除等の抗弁等	281

## 目次

ア	過量販売契約の解除等の抗弁	281
イ	過量販売契約の解除等の抗弁に対する再抗弁	281
(4)	不実告知・重要事項故意不告知による与信契約等の取消しの抗弁	282
(5)	加盟店調査義務違反による権利濫用の抗弁	282
3	包括信用購入あっせんにおける請求原因	282
4	包括信用購入あっせんにおける抗弁	283
	〈記載例7〉 包括信用購入あっせんによる立替金等請求の訴状における請求の趣旨・原因	283
第4	不正使用カード等の利用代金請求	284
1	カードの紛失・盗難事例	284
(1)	盗難等カードの不正使用のカード利用代金の請求の請求原因	284
(2)	盗難等カードの不正使用のカード利用代金の請求における抗弁等	285
ア	他人によるカードの不正使用であることの抗弁等	285
イ	カード会社または加盟店の過失の抗弁	286
2	家族カード利用責任	287
(1)	家族カード利用代金請求の要件事実	287
ア	請求原因	287
イ	抗弁	287
ウ	再抗弁	287
エ	再々抗弁	287
オ	再々々抗弁	288
Ⅲ	リース料等請求関係の訴訟	288
1	リース料等請求の請求原因	288
(1)	ユーザーの債務不履行による期限の利益喪失型の残リース料請求の請求原因	288
(2)	ユーザーの債務不履行による契約解除型の損害金等請求の請求原因	289
	〈記載例8〉 残リース料等請求の訴状における請求の趣旨・原因	289

2	リース料等請求における抗弁等	290
(1)	リース業者がユーザーに対しリース物件の引渡しがないことを知っていた（悪意）かまたは知り得たこと（重過失）の抗弁	290
(2)	リース業者の責めに帰すべき事由によるリース物件の滅失または修繕不能の毀損の抗弁	290
(3)	リース物件に瑕疵があることによる支払拒絶の抗弁等	290
ア	リース物件に瑕疵があることによる支払拒絶の抗弁の要件事実	291
イ	瑕疵担保免責特約の再抗弁	291
ウ	免責特約成立の主張の信義則違反の再々抗弁	291
エ	消費者契約であることの再々抗弁	291
(4)	サプライヤーに対する抗弁の接続の抗弁	292
(5)	リース物件の引き揚げによる清算金債権との相殺の抗弁	292
IV	金融商品の販売等に関する法律（金融商品販売法）	
	5条に基づく損害賠償請求訴訟	293
第1	金融商品販売法5条に基づく損害賠償請求の請求原因	293
1	金融商品販売法5条に基づく損害賠償請求の請求原因の要件事実	293
2	因果関係と損害額の推定	294
(1)	説明義務違反・断定的判断の提供等と損害発生との間の因果関係の推定	294
(2)	損害額の元本欠損額の推定	294
(3)	元本欠損額	294
(4)	元本欠損額を超える損害の請求	295
第2	金融商品販売法5条に基づく損害賠償請求における抗弁等	295
1	説明義務違反または断定的判断の提供等に基づく損害賠償請	

求における抗弁～過失相殺等の抗弁	295
2 説明義務違反に基づく損害賠償請求における抗弁等	295
(1) 複数の金融商品販売業者等が説明義務を行う場合で、他の金融商品販売業者等による説明があったことの抗弁等	295
(2) 顧客が、金融商品の販売等に関する専門的知識および経験を有する金融商品販売業者等および特定投資家（特定顧客）（金商2条31項）であることの抗弁	296
(3) 顧客から重要事項について説明を要しない旨の意思表示があったことの抗弁	296
V 消費者保護法上の抗弁等	296
第1 消費者契約法上の抗弁等	296
1 消費者契約の申込みまたはその承諾の意思表示の取消し（消契4条）	296
(1) 誤認による意思表示の取消しの抗弁（消契4条1項・2項）	297
ア 重要事項についての不実告知による消費者契約の申込みまたはその承諾の意思表示の取消しの抗弁（消契4条1項1号）	297
イ 不確実な事項についての断定的判断の提供による消費者契約の申込みまたはその承諾の意思表示の取消しの抗弁（消契4条1項2号）	297
ウ 重要事項等について消費者の利益になる旨告げ、不利益事実を告げないことによる消費者契約の申込みまたはその承諾の意思表示の取消しの抗弁（消契4条2項）	298
(2) 困惑による意思表示の取消しの抗弁（消契4条3項）	299
(3) 消費者契約の申込みまたはその承諾の意思表示の取消しにおける再抗弁	300
ア 重要事項等について消費者の利益になる旨告げ、不利益事実を告げないことによる消費者契約の申込みまたはその承諾の意	

意思表示の取消しの抗弁に対する重要事項についての不利益事項 の告知を消費者が拒んだことの再抗弁（消契4条2項ただし書）…	300
イ 取消権の消滅時効・除斥期間の再抗弁（消契7条1項）…	300
ウ 善意の第三者（消契4条5項）の再抗弁…	301
エ 取消し前に消費者が追認（民122条・124条）または法定追認 （民125条）に該当する行為をしたことの再抗弁…	301
<b>第2 特定商取引に関する法律（特定商取引法）上の</b>	
<b>抗弁等</b> …	301
<b>1 クーリング・オフの抗弁等</b> …	301
(1) クーリング・オフの抗弁 …	301
(2) クーリング・オフの抗弁に対する再抗弁等…	302
ア 被告（購入者等）の法定書面の法定期間内の受領の再抗弁等 …	302
イ 指定消耗品の使用または消費の再抗弁 …	303
<b>2 不実告知・重要事項故意不告知による販売契約等の取消しの</b>	
<b>抗弁等</b> …	303
(1) 不実告知・重要事項故意不告知による販売契約等の取消しの抗 弁等の要件事実…	303
(2) 再抗弁 …	304
ア 取消権の消滅時効の再抗弁 …	304
イ 取消権の除斥期間の再抗弁 …	305
ウ 善意の第三者の再抗弁 …	305
エ 取消し前に被告（購入者等）が追認（民122条・124条）また は法定追認（民125条）に該当する行為をしたことの再抗弁…	306
<b>3 過量販売契約の解除等の抗弁等</b> …	306
(1) 訪問販売における過量販売契約の解除等の抗弁 …	306
(2) 再抗弁 …	306
<b>4 中途解約等の抗弁</b> …	306

目次

5	通信販売における返品等の抗弁	306
第3	電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律（電子消費者契約等特例法）上の電子消費者契約に関する民法の特例	307
1	電子消費契約において表意者に重過失があるときの特例（電子消費者特例3条）の再々抗弁等	307
(1)	電子消費者契約において表意者に重過失があるときの特例の再々抗弁	307
(2)	事業者が商品確認申込みの確認措置をとったことまたは消費者がこのような確認措置を要しない旨の意思表示をしたことの再々抗弁	308
	条文索引	309
	事項索引	311
	判例索引	316